



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

横断歩道は歩行者優先です！運転者も歩行者もお互いルールを守りましょう

【概要】

信号機のない横断歩道で、お店を探すことに気を取られながら漫然運転し、横断歩道を見落として止まらなかったため、横断歩道を渡っていた子供を危うく跳ねそうになったもの。

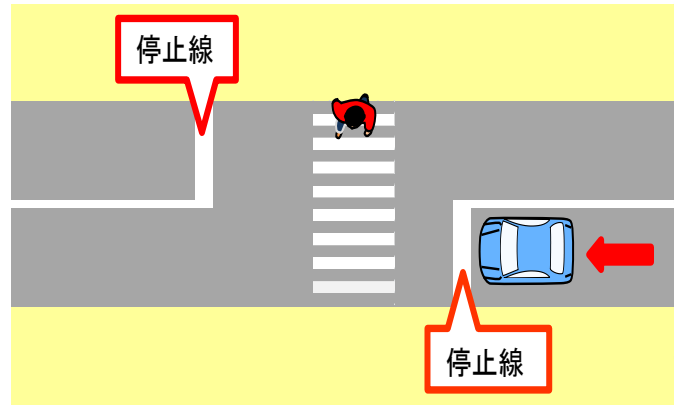
ドライバー語録

「えっ、横断歩道…どこに？信号もないですよ、横断歩道に歩行者が？」

「お店を探しながら、ゆっくり運転しているうちに、横断歩道も、子供が渡っていることも全然気づきませんでした…。」

「危なかった～、発見が遅れていたら…。」

歩行者：「横断歩道だから、車は絶対に止まってくれと思って渡ったのに…。」



歩行者の交通死亡事故の多くは「道路横断中」に発生

横断中の歩行者が交通事故の犠牲者となるケースは、歩行者の安全が優先されている横断歩道で、非常に多く発生しています。

横断歩道は、歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前で減速し、横断者がいれば停止する義務があります。また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前直後の横断など、法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。



横断歩道に歩行者がいるときは「一時停止!!」です

皆さん、自動車教習所でも習っていますよね、横断歩道を歩行者が横断、または、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして、歩行者の通行を妨害してはいけません。

歩行者妨害は、交通違反です。例えば、普通車を運転中に違反をすると「横断歩道歩行者妨害」となり、違反点数は2点、反則金は9,000円となります。また、同時に刑事罰もあり、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられます。

万が一にも横断歩道で交通事故を起こせば、「横断歩道に気づかなかった」では済まされず、運転者側の大きな責任は免れません。

横断歩道に近づいたら、まずはスピードを落とし、歩行者や自転車がいたら、必ず「一時停止」をしましょう。

「SDカード」について

●「SDカード」は、自動車安全運転センターで発行しており、運転記録証明書を申込まれた方に対して同証明書の証明日（発行日）以前に、運転免許証を1年以上継続して保有している方で、1年以上の無事故無違反の期間に応じて「安全運転の証」として差し上げています。

【SDカードの内容】



SDカードは、無事故無違反の期間によって下記の5種類があります。

グリーンカード



1年以上2年未満

ブロンズカード



2年以上4年未満

シルバーカード



4年以上10年未満

ゴールドカード



10年以上20年未満

スーパーゴールドカード



20年以上

●「SDカード」は、SDカード優遇店（SDカードステッカーがあるお店）で提示するとさまざまな割引や、優遇特典などを受けることができます。

SDカード優遇店の詳細は、自動車安全運転センターホームページの「SDカード優遇店検索」をご覧ください。



※ SDカード優遇内容の変更がある場合がございますので、ご利用の際は、事前に店舗等にお問い合わせください。

※ SDカードは、運転免許証を取得してから1年未満の方には発行されません。

※ 運転記録証明書内容及び、SDカードに関するお問い合わせについては、自動車安全運転センター宮城県事務所にお問い合わせ願います。

連絡先：自動車安全運転センター宮城県事務所 Tel.022-373-7171

●第27回セーフティ123キャンペーンは、7,917チーム、23,751人も多くのみなさまに御参加いただき、令和2年6月15日から令和2年10月15日までの123日間の期間が終了しました。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。また、ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）
相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日